

懲罰に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会(以下「本協会」という。)基本規程に基づき、本協会に対して不利益又は名誉を損なった個人あるいは団体に対して懲罰を科すことに関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本協会に加盟又は登録する個人(選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者)並びに団体(加盟チーム、市町村協会、各種連盟)に対しての不祥事に適用される。

(懲罰基準)

第3条 懲罰の基準は、公益財団法人日本サッカー協会懲罰規程を準用するものとする。

(審査及び決定)

第4条 違反行為に対する懲罰の審査及び懲罰の決定は、本協会基本規程第19条に規定する規律・裁判委員会が行うものとする。

2 前項の決定は、理事会に報告することができる。

(改正)

第5条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則の改正は、平成26年3月9日から施行する。(3条)
- 3 この規則の改正は、平成30年6月17日から施行する。(4条)
- 4 この規則の改正は、平成31年3月22日から施行する。(1条)
- 5 この規則の改正は、令和4年3月19日から施行する。(1条、2条、4条)